



5足監発第830号
令和5年8月25日

足立区長 近藤 やよい 様

足立区監査委員	綿谷 久司
同	野作 雅章
同	長沢 興祐
同	いいくら 昭二

令和4年度 足立区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、
令和4年度足立区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付
して提出します。

令和4年度足立区内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象等

(1) 審査の対象

令和4年度足立区内部統制評価報告書及び附属資料

(2) 審査対象とした評価範囲

財務に関する事務

情報管理に関する事務

生命・安全の確保に関する事務

2 審査の期間

令和5年7月25日（火）から8月25日（金）まで

3 審査の基本方針

令和5年度監査基本計画に基づき、区長から審査に付された令和4年度足立区内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、という観点から検討を行った。

4 審査の実施方法

内部統制評価報告書について、足立区監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき審査を行った。具体的には、リスク評価シート等の関係書類の確認や、必要に応じて関係所属等に説明を求めるとともに、定期監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

令和4年度足立区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

6 監査委員意見

(1) 委託業務の適正確保について

令和4年度の内部統制評価報告書では、委託事業者における不適正な業務実施に起因する「国民健康保険高額介護合算療養費の誤支給」、及び「ATMやネットバンキングによる振込の一時納付不能」の2事務が、運用上の重大な不備ありと評価されている。

一方、運用上の重大な不備ではないものの、事故・ミスが発生状況においては、リスク評価の対象としている事務で34件、リスク評価の対象としていなかった事務で29件の運用上の不備が発生している。これらについては、区の業務を受託した事業者等の業務上で発生したものも少なくない。

業務を委託するにあたっては、事業に係る業務目的、実施方針の理解と、業務手続（手順書）の確実な履行を求めることが重要であり、業務の実施状況の現地確認、及び業務実施状況報告、個人情報保護確保策実施状況報告等の提出など、必要に応じ業務履行状況のモニタリング（確認）の具体的な方法を定め、これを確実に実施する必要がある。

内部統制評価報告書では、運用上の重大な不備ありと評価された上記2事務の事故・ミスの原因は、委託事業に係る進捗管理や処理工程の確認を怠ったこととしている。実際に、最近の定期監査においても、多くの所管において、業務委託契約に関し、仕様書において提出を求めている業務計画書、業務実績報告書等や情報セキュリティ対策実施検査報告書、個人情報取り扱い誓約書などが提出されていない事例が散見されている。

区が委託している業務は、本来、区が責任をもって執行すべきものであることから、適切かつ効果的に統制を効かせ、業務の適正を確保することは、区の内部統制の問題でもある。

職員の意識の醸成と、業務のモニタリングの確実な実施を求めたい。

令和4年度足立区内部統制評価報告書審査意見（附属資料）

審査結果の詳細

1 内部統制の評価手続きの検討

(1) 全庁的な内部統制の評価手続きの検討

区長による評価手続き	<ol style="list-style-type: none">1 評価対象事務は、足立区内部統制基本方針で定めた、財務に関する事務、情報管理に関する事務、生命・安全の確保に関する事務2 令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）（以下「総務省ガイドライン」という）により定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）に基づいて、規程等の整備状況及び取組・活動状況に対して、整備上及び運用上の不備がないかを判断し、内部統制が有効に整備・運用されているかを評価
審査の方法及び審査の結果	<ol style="list-style-type: none">1 審査の方法 全庁的な内部統制について、規程の整備状況及び評価項目に係る取組・活動状況、庁内への周知状況を、どのように確認・評価しているかについて、以下の資料及びヒアリングで審査<ul style="list-style-type: none">・ 足立区内部統制基本方針・ 足立区リスク評価実施手順・ 庁内通知文書・ 内部統制評価報告書附属資料2 審査の結果 評価期間中の各規程の整備・改訂状況、職員に対する具体的な周知方法等の取組みの確認状況について審査した結果、評価手続きは適切に実施されていると判断

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続きの検討

ア リスク評価シートによる評価手続き

区長による評価手続き	<ol style="list-style-type: none">1 足立区リスク評価実施手順に基づき、各所属がリスク評価シートを作成し、自己評価2 リスク評価シートに記載された事務について、内部統制評価部局がマニュアル等のツールの整備状況及び各所属の自己点検結果を確認し、自己評価が妥当かどうか評価3 整備上及び運用上の不備があった事務については重大な不備に当たるかどうかについて判断し、内部統制が有効に整備・運用されているかを評価
審査の方法及び審査の結果	<ol style="list-style-type: none">1 審査の方法<p>リスク評価シート作成対象事務に関し、各所属によるリスクの識別・評価・対応策の整備状況と、それらを踏まえた自己評価がどのように行われているか、内部統制評価部局による独立的評価がどのように行われているか等の観点から、以下の資料やヒアリングによって、整備上・運用上の不備や事故の発生状況を確認、審査</p><ul style="list-style-type: none">・ 足立区リスク評価実施手順・ 足立区版リスク一覧・ 財務に関する事務の事務フロー図・ 全所属が作成したリスク評価シート・ リスク評価実施に関する庁内通知文書2 審査の結果<p>以下により、評価手続きは適切に実施されていると判断</p><ol style="list-style-type: none">(1) 各所属がリスク評価シートを作成し、リスクの識別・評価を行い、対応策を整備した上で自己評価を行っていることを確認(2) 内部統制評価部局が、事故・ミス発生状況や継続的モニタリングの必要性を考慮した上で、各所属の自己評価に対する独立的評価を実施していることを確認

イ リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価手続き

区長による 評価手続き	<p>1 リスク評価の対象としていなかった事務で令和4年度に発生した事故・ミスについて、事故の概要、発生原因を確認し、対応・改善策を検討した上で、運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制が有効に整備・運用されているかを評価</p>
審査の方法及び審査の結果	<p>1 審査の方法 事故・ミスの事実確認や発生原因の分析、再発防止策の検討が、どのように実施されているか、運用上の重大な不備に当たるかどうかについて適切に評価しているか等の観点から、「令和4年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ）」やヒアリングにより審査</p> <p>2 審査の結果 事故・ミスの内容や発生原因等の確認は、あらかじめ定められた評価手続きに従って適切に行われていることから、評価手続きは適切と判断</p>

ウ 定期監査結果及びその改善状況に関する評価手続き

区長による 評価手続き	<p>1 令和4年度定期監査における指摘事項等を対象として、指摘事項等の内容、発生原因、措置事項、評価基準日時点での対応状況等について、担当部課に対しヒアリングを実施した上で、整備上及び運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制が有効に整備・運用されているかを評価</p>
審査の方法及び審査の結果	<p>1 審査の方法 定期監査における指摘事項等について、発生原因、その影響度、再発防止に向けた措置事項、評価基準日における状況等の確認、モニタリングをどのように行っているかについて、「監査指摘事項に対する確認票」の確認や内部統制評価部局へのヒアリングを通じて審査</p> <p>2 審査の結果 定期監査における指摘事項等について、発生原因やその影響度等の確認は、あらかじめ定められた評価手続きに従って適切に行われていることから、評価手続きは適切と判断</p>

2 内部統制の評価結果の検討

(1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

区長による評価結果	<ol style="list-style-type: none">1 総務省ガイドラインにより定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）について、評価の基本的考え方、評価項目、取組・活動内容について確認2 関連規程等は不足なく整備されており、整備上の不備はない3 取組・活動内容について評価した結果、運用上の不備はない4 以上の結果、全庁的な内部統制は有効に整備・運用されていると評価
審査の方法及び審査の結果	<ol style="list-style-type: none">1 審査の方法 関連規程等の整備・改訂状況や全庁的な取組状況・活動内容について、漏れなく評価しているか、評価期間中の会議、研修、職員通知等、内部統制確保に向けた具体的な取組・活動内容を確認しているか、把握された整備上・運用上の不備について、評価基準日、評価期間において重大な不備に当たるかどうかを定義に従って判断しているか等の観点から、内部統制評価報告書附属資料を基礎に、内部統制評価部局に対するヒアリングにより確認2 審査の結果<ol style="list-style-type: none">(1) 各評価項目について、評価期間中の具体的な取組・活動内容に基づいて評価が行われている。また、個人情報等の適切な管理については、委託契約の契約約款の見直しが行われていることなどの評価が行われている。以上に基づいて、内部統制関連規程等は、おおむね不足なく整備・改訂されており、整備上の不備はないと判断(2) 職員に対する内部統制確保、及び規程等遵守の重要性についての意識の醸成、研修、通知等を通じた規程等の周知の取組・活動状況についても、おおむね適切に実施されており、運用上の不備はないと判断<p>以上の結果、全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価期間中において有効に運用されているとの評価報告書の記載は相当であると判断</p>

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

区長による評価結果

1 重大な不備の定義

足立区では重大な不備の定義について以下のとおり具体化して定義

- (1) 区民の安全・安心が脅かされた場合
- (2) 社会的に広く区民が不利益を被る場合
- (3) 経済的に区民や区としての被害・損害額が多い場合
- (4) 著しく区の信用を失墜させる場合

2 区長による評価結果

上記の重大な不備の定義に基づいて区長が評価した結果は以下のとおり

(1) リスク評価シートによる評価

ア 評価基準日までに整備を終えていることから整備上の不備はないと判断

イ 「個人情報の漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「生命・安全に関する事故」が34件発生しているが、これらに関しては区民への影響範囲が少なく、広く区民が不利益を被ることがなかったこと、区に大きな損害を与えることがなかったこと、健康被害がなく結果として区民の安全・安心が脅かされることがなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと評価

(2) リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価

ア 支出（契約に基づかないもの）に関する事務で発生した「あだち生活・暮らし臨時給付金（電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援）の二重支給」については、誤って支給した給付金の額が大きく、著しく区の信用を失墜させたこと及び経済的に区に損害をもたらす蓋然性が極めて大きいことから、運用上の重大な不備に当たると評価

イ 収入支出（契約に基づかないもの）に関する事務で発生した「国民健康保険高額介護合算療養費の誤支給」及び「ATMやネットバンキングによる振込の一時納付不能」については、広く区民が不利益を被る結果となったことから、運用上の重大な不備に当たると評価

ウ その他、「個人情報の漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「生命・安全に関する事故」が29件発生しているが、これらについては区民への影響範囲が少なく、広く区民が不利益を被ることがなかったこと、経済的に区民や区に大きな損害を与えることがなかったこと、健康被害がなく結果として区民の安全・安心が脅かされることがなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと評価

(3) 定期監査結果の改善状況に関する評価

ア 「個人情報を取り扱う業務の外部委託」及び「業務再委託における個人情報保護の徹底」に関する監査指摘・監査委員意見については、個人情報流出する蓋然性が高く区民の安全・安心が脅かされ、著しく区の信用を失墜させる恐れがあったため、運用上の重大な不備に当たると評価

イ 「施設の安全管理」に関する監査指摘については、常時介護を必要な区民が居住する施設の安全管理に問題があり、区民の安全・安心が脅かされたことから、運用上の重大な不備に当たると評価

	<p>ウ 「外国にルーツを持つ児童・生徒等に対する学習支援事業」に関する監査委員意見については、契約事務の形骸化につながり区民が大きな不利益を被る蓋然性があることや、今後の対応を引き続き検討する必要があることから、運用上の重大な不備に当たると評価</p> <p>エ その他、「契約事務の適正な執行について」、「私立保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について」、及び「行政財産目的外使用許可使用料の徴収について」の指摘事項、並びに「プロポーザル方式における事業者選定について」の監査委員意見については、事務処理上の軽微な瑕疵であること、経済的な損害・影響が多大ではなかったこと、著しく区の信用を失墜させてはいないことから、運用上の重大な不備には当たらないと評価</p> <p>以上の結果、(2)ア、イ、及び(3)ア、イ、ウの事務については、運用上の重大な不備に当たると判断し、内部統制は有効に運用されていないと評価</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査の方法及び審査の結果</p>	<p>1 審査の方法</p> <p>評価基準日、評価期間において、重大な不備に該当するか否かについて、総務省ガイドラインに示された評価基準及び足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に判断しているか、その判断結果は妥当かどうかの観点から、以下の資料及び内部統制評価部局へのヒアリング等により審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制評価報告書附属資料 ・ 全所属が作成したリスク評価シート ・ 令和4年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ） ・ 監査指摘事項に対する確認票及び監査委員意見に対する確認票 <p>2 審査の結果</p> <p>区長による評価は、総務省ガイドラインに示された評価基準、足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に行われ、評価理由が明確に示されており、その評価結果も妥当である。</p> <p>したがって評価報告書における評価結果の記載は相当であると判断</p>